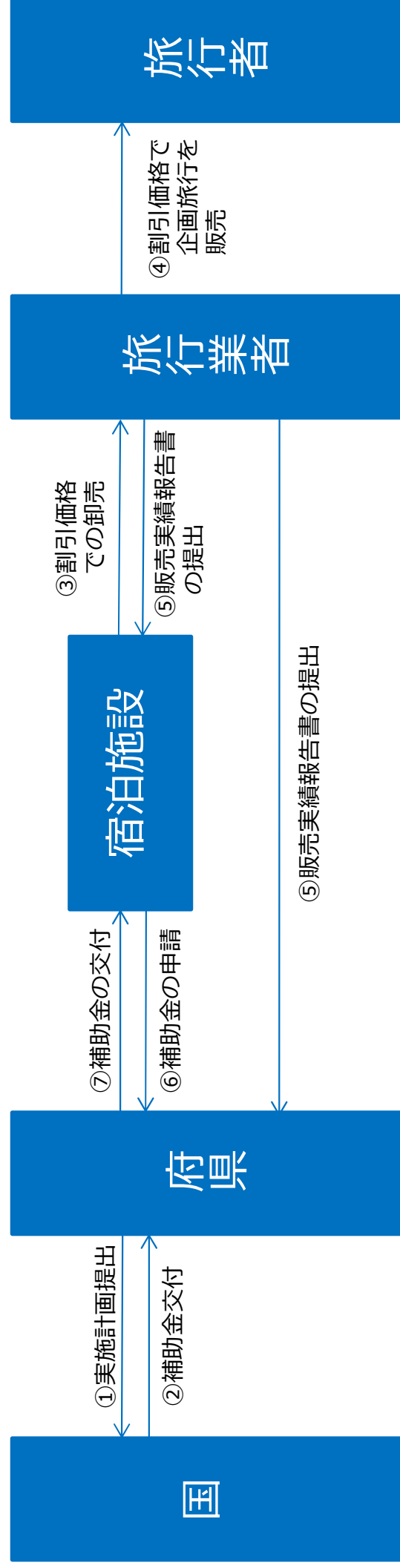


## 1. 周遊旅行促進事業（旅行者が予め割引された企画旅行に参加する場合）

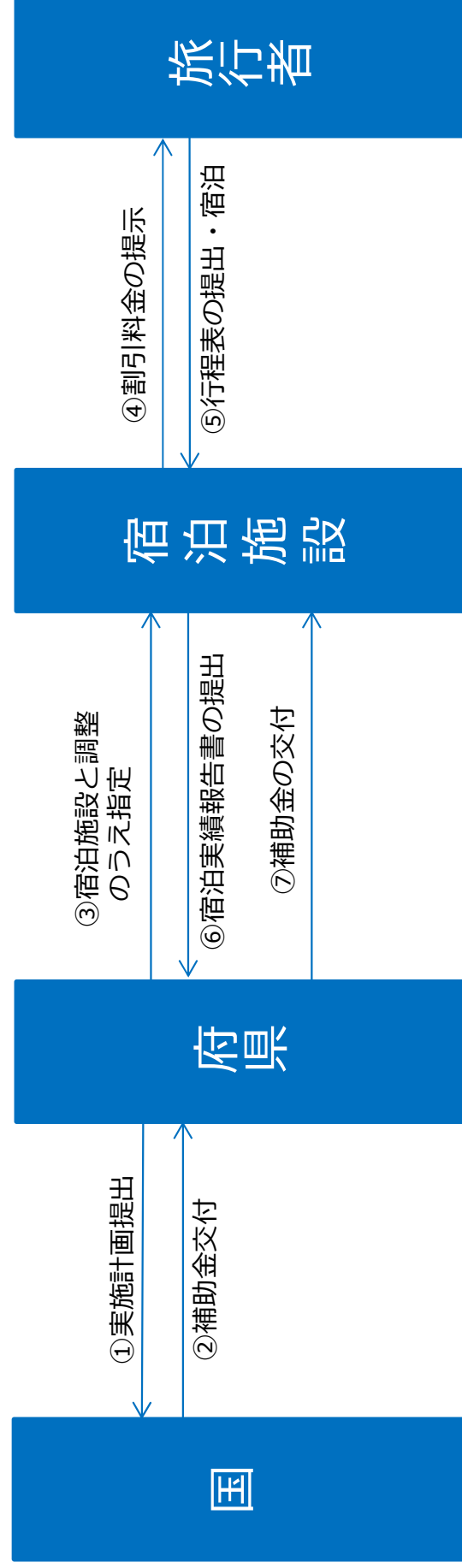
- ① 災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
- ② 国が当府県に対し、補助金を交付する。
- ③ 当府県の指定区域にある宿泊施設が、旅行者に宿泊サービスを割引価格で卸売りする。
- ④ 旅行会社が当該宿泊サービスを含む当府県を周遊する企画旅行（2府県連続かつ2泊以上）を割引価格で旅行者に販売する。  
割引額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）
- ⑤ 当該旅行者が当該企画旅行の販売実績報告書を当該宿泊施設及び府県に提出する。
- ⑥ 当該宿泊施設が旅行者から受け取った販売実績報告書を添付書類として、当該府県に対し、補助金を申請する。
- ⑦ 当該府県は当該旅行者が提出した販売実績報告書と当該宿泊施設が提出した申請書を確認し、当該宿泊施設に補助金を交付する。



## 1. 周遊旅行促進事業（旅行者が府県指定宿泊施設に宿泊する場合）

- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
- ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
- ③当該府県が当該府県内の指定した地域にある宿泊施設と調整のうえ、当該補助金を活用して割引価格で宿泊サービスを提供できる宿泊施設を指定する。
- ④旅行者からの申し出があれば、当該指定宿泊施設が割引料金を提示する。
- ⑤旅行者が、当該府県の指定の宿泊施設に宿泊する周遊旅行（2府県連続かつ2泊以上）を実施する。旅行者は当該指定宿泊施設に行程表を提出して、当該割引料金を宿泊する。
- ⑥当該宿泊施設は当該割引料金で宿泊した旅行者の宿泊実績報告書を当該府県に提出し、補助金を申請する。
- ⑦当該府県は宿泊施設が提出した宿泊実績報告書を確認し、当該宿泊施設に対し補助金を交付する。

支給額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）



## 1. 周遊旅行促進事業（旅行者が府県指定宿泊施設以外に宿泊する場合）

- ①災害救助法適用府県が実施計画を作成し、国に提出する。
  - ②国が当該府県に対し、補助金を交付する。
  - ③旅行者が、当該府県の指定した地域にある宿泊施設に宿泊する周遊旅行（2府県連続かつ2泊以上）を実施する。
  - ④宿泊施設は宿泊者に対し宿泊証明書を発行する。
  - ⑤旅行者は各々の府県に対し、行程表、宿泊施設が発行した宿泊証明書等を添付して、補助金の申請書を提出する。
  - ⑥当該府県は旅行者が提出した申請書類を確認し、旅行者に対し補助金を交付する。
- 支給額：1人1泊あたり6,000円（岡山県、広島県、愛媛県）4,000円（それ以外の8府県）

